解体等工事に伴う給水装置破損事故防止のお願い

最近、建物等の解体・外構工事等において、給水装置の損傷・破損事故が相次いでいます。 工事の依頼者や工事関係者の皆様におかれましては、下記注意事項を十分にご理解いただき、 給水装置の破損事故防止にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

<注意事項>

【給水装置の事前調査】

・工事の施工に先立ち、宅地内の給水装置の位置を確認してください。配管図は、上下水道部工務課で閲覧することができます。

なお、お電話または、FAXによるお問い合わせは、お受けできません。

- *宅地内の状況については、使用者又は所有者の委任状が必要です。
- ・止水栓、メーターの位置を現地で確認し、止水栓が正常に機能するか確認してください。
- 止水栓不良等が確認された場合は、お手数ですが上下水道部配水課までご一報ください。

【施工当日】

- ・重機オペレーターや作業員に給水装置の位置を確認させるとともに、破損事故のないよう慎重に施工してください。
- ・宅地内の給水装置は浅いところに埋設されているため注意してください。

【給水装置を破損した場合】

・給水装置を破損させた場合は、宇治市指定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。 修繕を依頼する業者に心当たりがない場合は、上下水道部配水課又は、漏水受付センターに 連絡してください。

上下水道部が修繕を行うことはありません。

なお、修繕工事にかかる費用及び上下水道部に対する補償(職員立会費、漏水した水量に応じた水道料金、給水車の出動に関する費用等)は原因者にご負担いただきます。

お問い合わせ

- ・水道工事、破損事故、漏水等に関する窓口 上下水道部配水課 0774-20-8765(直通)
- ・破損事故、漏水等に関する窓口

漏水受付センター 0774-21-7474(24時間受付)

・給水装置の新設及び改造、配管図の閲覧等に関する窓口

上下水道部工務課 0774-20-8764(直通)

・ 水道料金及び検針、開閉栓等に関する窓口

上下水道部営業課 0774-20-8775(直通)

・水質等に関する窓口

水管理センター 0774-39-9306